

「ニセコ町景観条例等」の改正及び「ニセコ町景観条例等の一部  
を改正する条例」(案)の縦覧等結果の公表

「ニセコ町景観条例」を改正するため、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第3項の規定に基づき、条例案の縦覧結果について、次のとおり公表する。併せて、「ニセコ町景観条例施行規則」及び「ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準」を改正するため、案の縦覧結果について、次のとおり公表する。

令和3年2月22日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 改正する条例名  
ニセコ町景観条例(平成16年ニセコ町条例第14号)
- 2 縦覧及び意見受付期間  
令和3年2月5日(金)から令和3年2月18日(木)まで
- 3 提出された意見の概要等  
別紙のとおり

※本公表に関するお問合せ先

ニセコ町建設課都市計画係(担当:係長 金澤礼至、担当不在時:主事 島田桃子)  
〒048-1595 北海道ニセコ町富士見47番地  
電話:0136-44-2121 FAX:0136-44-3500  
Eメール:toshikei@town.niseko.lg.jp  
開庁時間:8時30分~17時15分